

人事交流の強化・保護者支援の協働

方向性

- 職員育成、相互理解を進めるため都と区市町村の人事交流を検討
- 区市町村の保護者支援に児童相談所の専門的機能の活用や協働を検討

取組事項

- ① 区市町村職員の都への長期派遣受入の拡大

年度	児童福祉司	児童心理司	児童福祉司 (中堅)	一時保護所 職員	事務職員	合計
令和元年	37	12	4	18	6	77
令和2年	41	15	4	19	6	85

検討部会の意見

- 職員の資質向上に資する取組であるため、引き続き受入れを継続してほしい
- 派遣職員は、調整力やコミュニケーション能力など児童相談所での適性が必要

来年度の方向性

- 来年度も区市町村職員の都への長期派遣受入を実施

年度	児童福祉司	児童心理司	児童福祉司 (中堅)	一時保護所 職員	事務職員	合計
令和3年(予定)	41	18	6	39	7	111

人事交流の強化・保護者支援の協働

取組事項

② 区市町村職員の都への短期間の実習実施

対象	子供家庭支援ワーカー及び虐待対策ワーカー	心理専門支援員
目的	児童相談所についての理解を深め、児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化を図るとともに、一連の対応を経験することで、相談対応力を強化し、子供家庭支援センター職員としての能力向上を図る	
内容 ※5日間程度	児童福祉司の業務（援助方針会議やブロック会議等への参加、その他面接同席・施設訪問など）	児童心理司の業務（援助方針会議等への参加、愛の手帳判定に同席、グループケアの見学など）
申込人数	107名	21名
アンケート結果		
研修全体について	大変参考になった87%、ある程度参考になった7% 普通2%、あまり参考にならなかった2% 全く参考にならなかった2%	大変参考になった75%、ある程度参考になった25% 普通0%、あまり参考にならなかった0% 全く参考にならなかった0%
開催日数について	ちょうどいい72%、もっと長く13%、もっと短く15%	ちょうどいい75%、もっと長く8%、もっと短く17%
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の業務を具体的に知れたことで、初期に子家に対応することの必要性を実感できた ・現場の責任感とスピード感を肌で感じる事ができた。研修で学んだことを子家でのケース対応に生かしたい ・児童相談所の職員の顔と名前が一致し、その後のコミュニケーションがとりやすくなった 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理学的な視点をどうケースの見立てに生かすかということ学ぶことができた ・児童相談所の心理司の業務を実地で学ぶことができ、勉強にも刺激にもなり、よい機会となった ・児童相談所の職員と顔のわかる関係を作ることができ、今後の連携強化につながると思う

検討部会の意見

- 職員の資質向上に資する取組であるため、引き続き受入れを継続してほしい

来年度の方向性

- 来年度も引き続き、子供家庭支援ワーカー及び心理専門支援員に対する短期間の実習を実施
- 短期間の実習の内容等については、アンケートや検討会の意見を踏まえ検討

人事交流の強化・保護者支援の協働

取組事項

- ③ 区市町村職員を対象とする「子供との関わり方を保護者へ指導する技法」についての集合研修実施
保護者等との個別面接時に活用できる技法について学び、指導力・対応力の向上を目指す（「Good Communication Model」）
- 回数：11月20日、12月4日の2回開催（参加人数85名）
 - アンケート結果：大変参考になった94%、ある程度参考になった6%
- 【主な意見】
- ・自分の保護者面接の改善点を確認することができた
 - ・自分自身の相談業務の振り返りと、今後の保護者への対応に生かせる内容が多々あった
- ④ 児童心理司と心理専門支援員の連携（定期的に連絡会を開催し意見交換を実施）
児童相談所の児童心理司と管轄の子供家庭支援センター心理専門支援員が一同に会し、心理的側面から意見交換を行う
- 参加人数：児童相談所54人、区市町村59人（8か所の児童相談所で実施、2か所はコロナの状況を踏まえ延期）
 - アンケート結果：大変参考になった40%、ある程度参考になった42%、普通12%、あまり参考にならなかった6%
- 【主な意見】
- ・児童相談所、管内の心理専門支援員の業務形態や内容、課題などを具体的に知ることができ、今後の連携に繋がる
 - ・区市町村の状況が異なるため、共通の議題を見つけるのが難しい
- ⑤ ツールの活用（児童相談所が活用している各種リーフレット等を区市町村でも活用）
「たかが夫婦げんかと思っていませんか」などのリーフレットをPDFで送付

検討部会の意見

- 「子供との関わり方を保護者へ指導する技法」の研修は大変参考になると聞いた。都の児童相談所職員に対しても実施してほしい
- 子供家庭支援センターの心理専門支援員の役割を検討する中で有用な取組だった

来年度の方向性

- 来年度も同内容の研修、連絡会をアンケートや検討会の意見踏まえ検討

人材育成の連携

方向性

都と区市町村の合同研修充実等の検討

取組事項

- ① 東京都児童相談所職員研修の区市町村への開放科目拡大
- ② 経験や職種に応じて実践的な合同研修の充実
- ③ 研修のDVD貸出しや市町村部での研修開催
- ④ テレビ会議システムを活用した研修の検討

【取組状況】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により都児相職員研修が計画通りに実施できず、最低限の法定研修を年度末にかけて実施している状況のため、区市町村職員への研修開放や合同研修等について実施できず
- ・児童虐待相談対応等の基本的事項に関する市町村部での集合研修についても、実施困難な状況
- ・基本的事項に関する区市町村職員向けの講義について、ビデオ収録して貸し出す準備を行っている

来年度の方向性

- 今年度と同様に、来年度の計画上、区市町村職員への研修開放や合同研修を設定
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りの実施が困難な可能性もあり、また、集合研修を実施した場合も一定の距離をとる必要があるため、受講人数が限定的となる想定
- そのため、基本的事項に関する区市町村職員向けの講義をビデオ収録した媒体の貸出しやテレビ会議システムを活用した研修等を検討

保有施設の活用

方向性

区市町村の保有施設での一時保護や児童相談所の拠点設置の検討

取組事項

- ① 連携強化事業の拡大（都の児童相談所に管理職を含めた区市町村職員を派遣をするなど連携を強化）

令和3年度	5区で実施予定
令和2年度	港区・新宿区・墨田区・中野区・練馬区・台東区6区で実施
令和元年度	港区・新宿区・墨田区・中野区・練馬区5区で実施

- ② 新宿区との共同モデル（区の施設を活用し、都の児童相談所の一時的保護所として活用するとともに人材育成の場としても活用）

所在地	新宿区
施設	敷地456.62㎡ 地上3階
運用開始	令和3年6月以降
借上げ期間	3年間（予定）
定員	12名

保有施設の活用

- ③ 練馬区との共同モデル（区の子供家庭支援センターに都の児童相談所のサテライトオフィスを設置し連携を強化）
令和2年7月13日開始

（効果）

- ・ 執務環境が近接になったことにより、日常的な都区職員の情報共有が可能
- ・ 児童相談所ケースは、面接場所の距離が自宅から近くなったため、相談者の負担が軽減
- ・ 必要に応じ、児童相談所・子供家庭支援センター双方の面接や訪問に同席することにより、ケース引継ぎが円滑化
- ・ 虐待通告時に、拠点から出動することにより、移動時間が短縮し、迅速な対応に寄与



東京都児童福祉審議会提言抜粋（R2.12.23）

【提言①】 児童相談所・子供家庭支援センターの相互連携の更なる強化を図ること

- 子供や家庭の状況に応じて適切な機関が支援を行えるよう、児童相談所と子供家庭支援センターが役割分担をしながら協働して相談援助活動を行うべき
- 児童相談所と子供家庭支援センターの連携を強化するための**サテライトオフィスを展開すべき**

【提言②】 将来的な通告対応のあり方を検証するため、児童相談所と子供家庭支援センター間において試行的に通告の振り分けを実施すること

- サテライトオフィス等において、通告内容に応じて初期対応機関を決める**通告の振り分けを試行的に実施すべき**

検討部会の意見

- サテライトオフィスの設置により、都区の連携が非常に良くなった

来年度の方向性

- 東京都児童福祉審議会の提言を踏まえ、練馬区のサテライトオフィスにて、通告内容に応じて初期対応機関を決める通告の振り分けを試行
- 台東区の子供家庭支援センターに、中央区と合同で運用する都の児童相談所のサテライトオフィスの設置を検討

情報共有方策の検討

方向性

I C T等を活用した都と区市町村の共通のリスク評価ツール等の導入

取組事項

① 東京ルールで定めているリスクアセスメントシートを基に東京都版リスク評価アプリを開発

○ 都児童相談所10所、16区市町村の協力のもと、試行版アプリを用いて分析のためのデータ収集を実施
(令和2年9月1日から11月30日 分析可能データ：3455ケース)

【試行版アプリについての主な意見】

- ・ アプリのデザインを見やすくしてほしい（背景色に濃淡をつける、文字を見やすくするなど）
- ・ 入力の操作性を高めてほしい（検索機能、複写機能、エラー表示など）
- ・ リスク評価の指標は、わかりやすいものにしてほしい



上記意見や今回の検討部会での意見を踏まえ、アプリ開発を年度内に実施



【東京都版リスク評価アプリについて（概要）】

- ・ Webアプリのため、パソコンでの活用を想定。ただし、OSがWindowsのタブレットやスマホであればインストール可能
- ・ 入力項目は、2019年度に国が実施した「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」に基づき作成（第1回検討部会資料7を参照）
- ・ 出力画面は、東京ルール of リスクアセスメントシート
- ・ 対応方針決定の際の参考として、分析データに基づき、リスク度を表示

今後の方向性

- 3月上旬 アプリ画面（評価の表示の仕方など）を検討部会（メール）で確認・意見照会
- 4月から9月 いくつかの児相、区市町村で試行、操作研修
- 10月 本格実施

情報共有方策の検討

方向性

I C T等を活用した都と区市町村の情報共有システム導入の検討

取組事項

② 国が構築する全国要保護児童等情報共有システムの活用に向けた検討

(現状)

- 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究事業」において、運用を検討
- 情報共有システム参加のための都の業務システム改修に必要な情報が不十分であることや調査研究事業の結果内容次第で改修条件が変更になる可能性もあることから、必要な情報が得られ次第、情報共有システム導入のための調整を進める

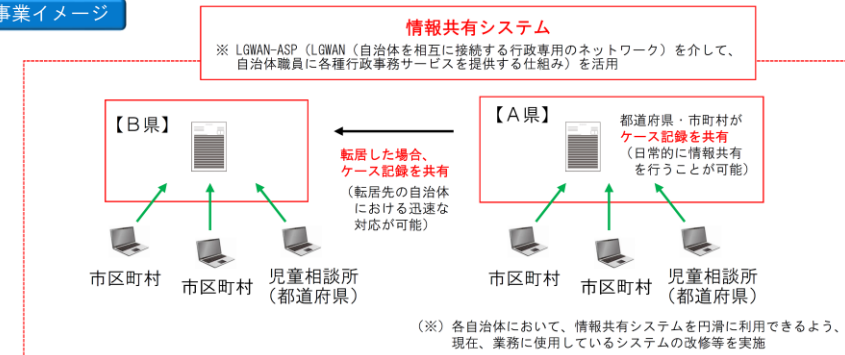
検討部会の意見

- 情報共有システムを活用するに当たっては、全国统一した運用ルールを構築すべき
- 情報共有システムは、ケースワークの補完的な機能であり補助ツールとして活用したい
- 導入に必要な費用や運用ルールなどを早急に示してほしいと国へ要請すべき
- 情報共有システムの状況については、引き続き情報を共有してほしい

来年度の方向性

- 必要な情報や運用についての調査結果を踏まえ、都内におけるシステムの活用を検討

事業イメージ



情報共有方策の検討

方向性

平成31年度試行しているテレビ会議システムを拡大する

取組事項

③ テレビ会議システムの拡大

(現状)

- ・ 都内10児童相談所すべてに設置し、児童相談所間の会議、打ち合わせ、スーパーバイズ等に活用
- ・ サテライトオフィスに設置し、児童相談所との所内会議や打ち合わせ等で活用
- ・ 2区（練馬区、大田区）、1市（青梅市）の子供家庭支援センターに設置し、都と区市町村の連携に活用

(効果)

- ・ 移動時間がないため、業務の効率化・省力化が可能
- ・ サテライトオフィスや子供家庭支援センターと情報共有や相談が随時可能



検討部会の意見

- サテライトオフィスでの利用は、都区の相談員の連携に加え、テレビ会議システムを用いることにより、都区双方の意思決定者が参加した形での会議等も実施ができた

来年度の方向性

- 引き続き活用の効果を検証、サテライトオフィス（台東区）への設置を拡大

東京ルールの見直し

方向性

区市町村への送致等の運用開始と特別区児相設置を踏まえた見直し



取組事項

- ① 新たな東京ルールの実施（特別区児童相談所設置を踏まえた調整、区市町村送致等の実施）
 - ・ 令和2年7月30日付事務連絡「東京ルール及び共有ガイドラインに関する調査の実施について」にて調査を実施（第1回児童相談体制等検討会資料4参照）
 - ・ 調査結果を踏まえ、Q&Aを作成するとともに、東京ルール及び共有ガイドラインの改正を実施
- ② 国の調査研究等を踏まえたリスクアセスメントシートの見直し
 - ・ 第1回児童相談体制等検討部会にてリスクアセスメントシートの見直しについて検討（第1回児童相談体制等検討部会資料6参照）

検討部会の意見

- 児童相談所、区市町村間で区市町村送致件数に差がある。各区市町村の体制等の状況を踏まえ、区市町村送致を実施している現状はあるが、東京ルールの趣旨を理解し、相互に協力し進めていくべき
- 区市町村送致を進めるためには、区市町村の相談対応力強化が必要
- 区市町村送致に当たっては、送致理由・ケースの状況など丁寧な説明をお願いしたい
- 区市町村送致を進めることも必要だが、区市町村で対応している家庭で児童相談所の機能や関りが必要と判断した場合に、児童相談所へ送致、援助要請を行うことも必要
- 区市町村送致後の対応について、検証やスーパーバイズをすることも必要

来年度の方向性

- 改正した東京ルール及び共有ガイドラインを冊子として印刷し、配布
- 東京ルールの運用については、引き続き本検討会を通じて、意見交換・情報共有していく